

**大津市会計年度任用職員募集要項**  
**【職種：発達相談員 東部子ども療育センター（育休代替）】**

令和4年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人

2 募集職種 発達相談員（育休代替）

3 業務内容

東部子ども療育センター在園児の発達相談業務

- (1) 発達相談及び発達学習会の実施
- (2) 上記にかかる事務（パソコンを使用した記録作成、データ入力業務）

4 募集対象

- (1) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (2) 新版K式発達検査が実施できること
- (3) 発達心理学・臨床心理学・障害児教育等の心理学関係を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者、大学院修士課程を修了した者（修了見込み含む）、又は新版K式発達検査を用いた相当の実務経験を有すること
- (4) 乳幼児健診や療育教室での発達相談の経験のある者が望ましい

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和4年3月14日（月）から令和4年3月28日（月）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書（JIS規格）
- ③ 大学院修士課程修了証書（写し）又は成績証明書（写し）（修士課程の場合）、修了証書（写し）又は成績証明書（写し）（大学の場合）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時

【連絡先】 大津市福祉子ども部やまびこ総合支援センター

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-527-0479

## 7 選考日時及び選考会場

令和4年3月29日（火）14時～ 大津市立やまびこ総合支援センター

（2階事務所に来ていただければ会場をご案内します。）

## 8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、4月7日頃に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和4年5月9日から令和5年3月31日まで ※この職は、正規職員の育児休業に伴い生じた業務について、期間限定で募集する職になります。 任用期間は令和5年3月31日までとし、原則として再度の任用はありません。 ただし、休業者が育児休業を翌年度も取得する場合、翌年度も一定期間について職が設置される可能性があります。その場合は、勤務成績により、翌年度も再度任用する場合があります。 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	東部子ども療育センター 大津市萱野浦1-11
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	週5日：年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）8時40分～16時25分 休憩45分

基本給	週35時間勤務 月額208,446円 ~ 231,198円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末手当 年2回 (令和3年度実績:年間2.55月分、支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。令和4年度の月数は下がる見込です。) 通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月額55,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※令和4年10月から健康保険の加入先が共済組合(短期・福祉事業のみ)に変更となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	・給与等支給日:当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。